

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成22年

目 次

議案第 52 号	市道路線の廃止について	1
議案第 53 号	市道路線の認定について	4
議案第 54 号	工事請負契約の変更について	7
議案第 55 号	工事請負契約の変更について	15
議案第 56 号	不動産の取得について	26
議案第 57 号	不動産の取得について	32
議案第 58 号	不動産の取得について	39
議案第 59 号	指定管理者の指定について	43
議案第 60 号	指定管理者の指定について	44
議案第 61 号	指定管理者の指定について	45
議案第 62 号	指定管理者の指定について	46
議案第 63 号	指定管理者の指定について	47
議案第 64 号	指定管理者の指定について	48
議案第 65 号	指定管理者の指定について	49
議案第 66 号	鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について	50
議案第 67 号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 68 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 69 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 70 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）	60
議案第 71 号	平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	66
議案第 72 号	平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	68

議案第 52 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

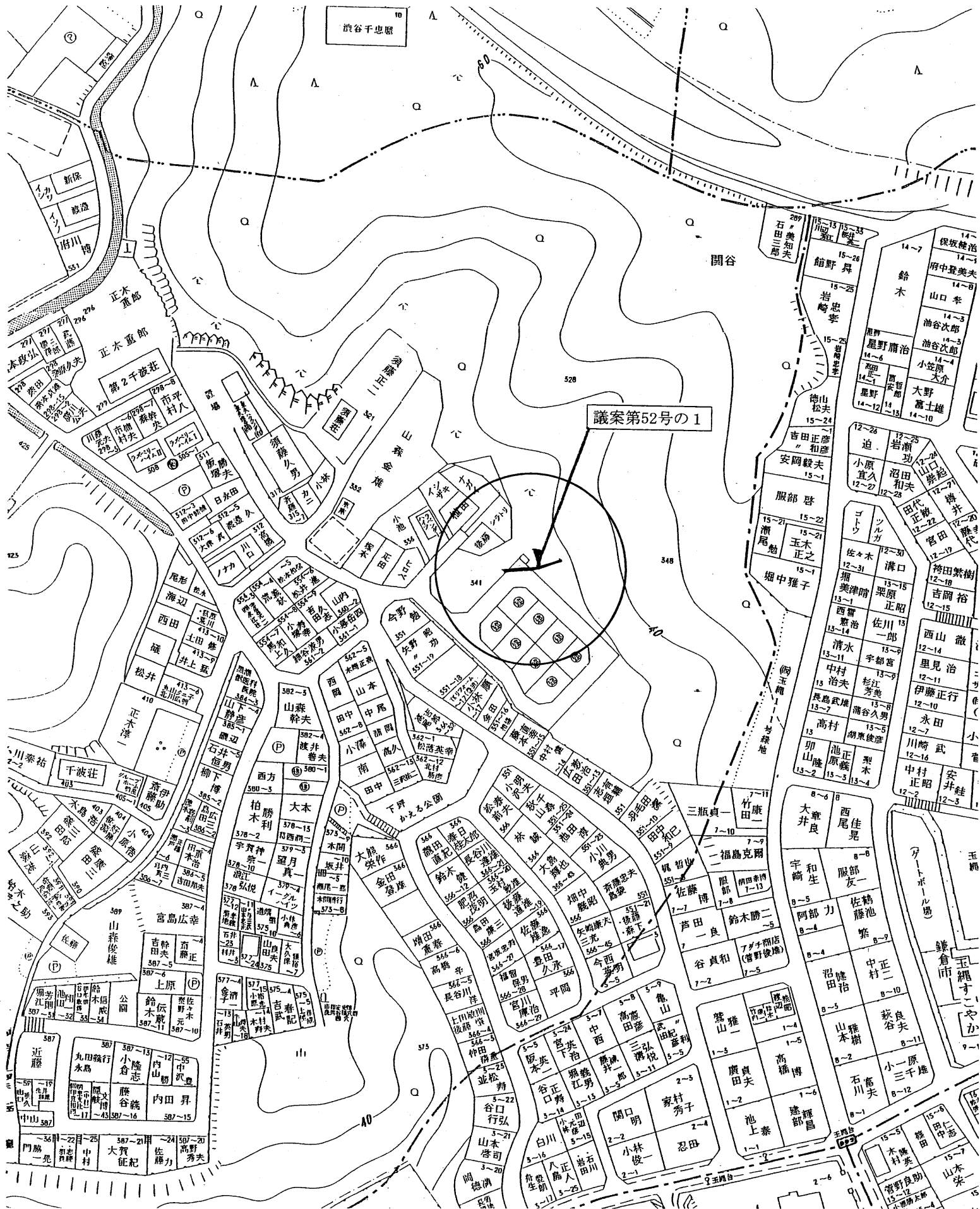
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	関 谷 字 下 坪	342番1	関 谷 字 下 坪	348番1	1.21	14.15	26.63	6

案内図

凡例

廃止箇所

図面番号 6



図面番号 6

-3-

議案第 53 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成22年12月 1 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	植 木 字植谷戸	72番12	植 木 字植谷戸	72番10	5.01～9.28	17.10	146.81	10

図面番号 10

認定箇所

図面番号 10



図面番号 10

図面番号 10



議案第 54 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成22年6月定例会議案第8号及び同年9月定例会議案第24号をもって議決された平成22年度腰越漁港改修整備工事の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	209,160,000円
(2) 平成22年9月定例会 議決後の契約金額	235,221,000円
(3) 変更による増額分	25,798,500円
(4) 変更後の契約金額	261,019,500円

「参 考」

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事										
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目 9 番 先										
請 負 代 金 額	■増額		¥	2	5	7	9	8	5	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	1	2	2	8	5	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。											

平成22年6月25日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 11 月 16 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

⑨

乙 横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 横浜営業所
所長 丸 寄 弘 石

⑨

「参 考」

(平成22年 8 月17日付け締結仮契約書)

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目 9 番 先											
請 負 代 金 額	■増額		¥	2	6	0	6	1	0	0	0	
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	2	4	1	0	0	0		
そ の 他	この契約のほかは原契約による											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。												

平成22年 6 月25日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有します。

平成 22 年 8 月 17 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

⑨

乙 横浜市西区北幸二丁目 8 番19号
西松建設株式会社 横浜営業所
所長 丸 寄 弘 石

⑨

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1298 号

平成22年 9 月29日

西松建設株式会社 横浜営業所

所長 丸 寄 弘 石 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	平成22年度 腰越漁港改修整備工事 (仮契約締結日 平成 22 年 8 月 17 日)
議 決 年 月 日	平成 22 年 9 月 24 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 22 年 9 月 24 日
工 期	平成 22 年 6 月 29 日 から 平成 23 年 3 月 25 日 まで
注 意 事 項	請負金額 (増額分) ￥26,061,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越二丁目9番 先

「参 考」
(原契約書)

工事請負仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事												
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先												
請 負 代 金 額			¥	2	0	9	1	6	0	0	0	0	
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	9	9	6	0	0	0	0	
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「西松建設株式会社 横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 5 月 25 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

印

乙 横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 横浜支店
支店長 中 村 仁 丸

印

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (護岸撤去)	その他の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(請負者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

0 円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(請負者の見積金額)

189,000 円 (税込)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	前田道路(株)横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1563-30
建設発生木材	(株)大空リサイクルセンター	相模原市南区麻溝台にの原3120

※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 147 号

平成22年 7 月 1 日

西松建設株式会社 横浜支店

支店長 中 村 仁 丸 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	平成22年度 腰越漁港改修整備工事 (仮契約締結日 平成 22 年 5 月 25 日)
議 決 年 月 日	平成 22 年 6 月 25 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 22 年 6 月 25 日
工 期	平成 22 年 6 月 29 日 から 平成 23 年 3 月 25 日 まで
注 意 事 項	請負金額 ￥209,160,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越二丁目9番 先

議案第 55 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成21年2月定例会議案第63号及び平成22年2月定例会議案第61号をもって議決された大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事大船駅西口地区の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 当初の契約金額 | 1,286,250,000円 |
| (2) 平成22年2月定例会
議決後の契約金額 | 1,356,159,000円 |
| (3) 変更による増額分 | 49,266,000円 |
| (4) 変更後の契約金額 | 1,405,425,000円 |

「参 考」

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区										
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先										
請 負 代 金 額	■増額		¥	4	9	2	6	6	0	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	2	3	4	6	0	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この変更仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。											

平成21年3月11日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 11 月 16 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

Ⓔ

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
戸田建設株式会社 横浜支店
執行役員支店長 岩 森 耕 一

Ⓔ

「参 考」

(平成22年11月10日付け締結契約書)

工事請負変更契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先
工 事 期 間	工期の変更 延 長 着手期日 平成 21 年 3 月 13 日から 完成期限 平成 23 年 9 月 30 日まで
契 約 金 額	うち取引に係る消費税額 円 及び地方消費税額 円
そ の 他	この契約のほかは原契約書によります。

平成21年3月11日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、この契約を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 11 月 10 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

⑨

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
戸田建設株式会社 横浜支店
執行役員支店長 岩 森 耕 一

⑨

「参 考」

(平成22年 2 月 2 日付け締結仮契約書)

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区											
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先											
請 負 代 金 額	■増額			¥	6	9	9	0	9	0	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	3	3	2	9	0	0	0	0
契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券											
そ の 他	この契約のほかは原契約による											

この変更仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。

ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。

この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。

平成21年3月11日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 22 年 2 月 2 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

⑨

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
戸田建設株式会社 横浜支店
執行役員支店長 岩 森 耕 一

⑨

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 488 号
平成22年 3 月12日

戸田建設株式会社 横浜支店

執行役員支店長 岩 森 耕 一 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区 (仮契約締結日 平成 22 年 2 月 2 日)
議 決 年 月 日	平成 22 年 3 月 10 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 22 年 3 月 10 日
工 期	平成 21 年 3 月 13 日 から 平成 23 年 3 月 15 日 まで
注 意 事 項	請負金額 (増額分) ￥69,909,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市台一丁目1番 先
	鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1 及び別表2は、別添のとおり変更します。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	674,896,000 円
※本工事では、20年度及び21年度の前払金を20年度分として、請負代金額の40%以内（上限5,000万円）で一括請求することができます。	

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	674,896,000 円

「参 考」
(原契約書)

工事請負仮契約書

工 事 名 称	大船駅西口ペデストリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区												
工 事 場 所	鎌倉市台一丁目1番 先												
工 事 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで												
請 負 代 金 額	¥ 1 2 8 6 2 5 0 0 0 0												
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額 ¥ 6 1 2 5 0 0 0 0												
契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____ 円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券												
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものとし、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「戸田建設株式会社 横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 21 年 2 月 5 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市長 石 渡 徳 一

印

乙 横浜市中区本町4丁目43番地
戸田建設株式会社 横浜支店
支店長 飯 島 晴 雄

印

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

1,638,000 円(税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	前田道路㈱ 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
〃	前田道路㈱ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
アスファルト・コンクリート塊	前田道路㈱ 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
〃	前田道路㈱ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
建設発生木材	㈱タケエイ 川崎リサイクルセンター	川崎市川崎区浮島町10-11
〃	㈱IWD 海老名工場	海老名市杉久保2255

※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 535 号
平成21年 3 月13日

戸田建設株式会社 横浜支店
支店長 飯 島 晴 雄 様

鎌倉市長 石渡 徳一

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事 大船駅西口地区 (仮契約締結日 平成 21 年 2 月 5 日)
議 決 年 月 日	平成 21 年 3 月 11 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 21 年 3 月 11 日
工 期	平成 21 年 3 月 13 日 から 平成 23 年 3 月 15 日 まで
注 意 事 項	請負金額 ￥1, 286, 250, 000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市台一丁目1番 先
	鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1 及び別表2は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	604,987,000 円
※本工事では、20年度及び21年度の前払金を20年度分として、請負代金額の40%以内（上限5,000万円）で一括請求することができます。	

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成20年度	50,000,000 円
平成21年度	631,263,000 円
平成22年度	604,987,000 円

議案第 56 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市腰越字室ヶ谷811番外10筆	原野外	20,034.00㎡ (約6,060.2坪)	20,034.00㎡ (約6,060.2坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 615,244,140円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社

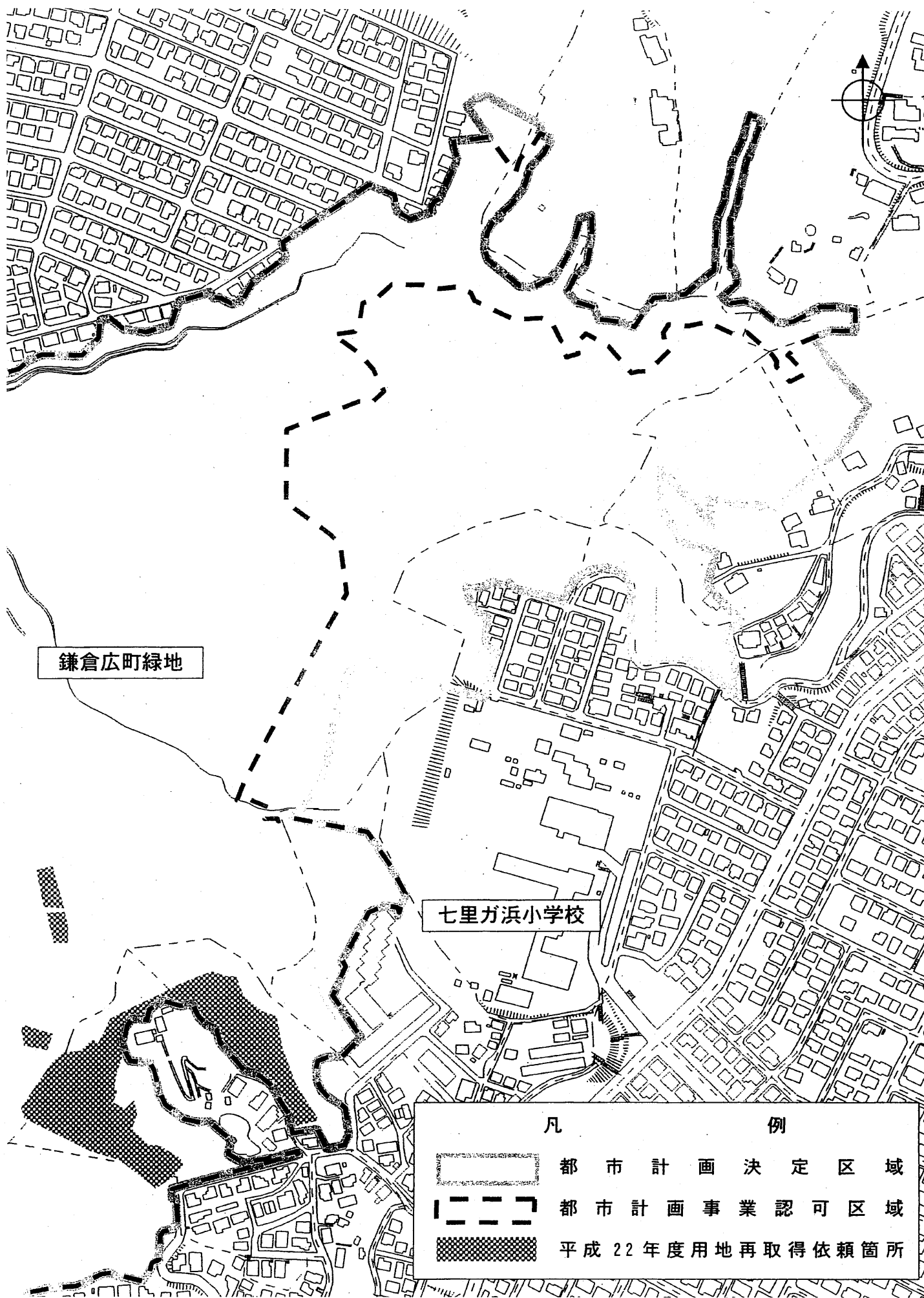
別紙一覧表

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市腰越字室ヶ谷811番	原野	5,421.00	5,421.00
2	鎌倉市腰越字室ヶ谷813番	畑	161.00	161.00
3	鎌倉市腰越字室ヶ谷815番	畑	366.00	366.00
4	鎌倉市腰越字峯原1951番	山林	406.00	406.00
5	鎌倉市腰越字峯原1961番	山林	390.00	390.00
6	鎌倉市腰越字峯原1962番	山林	442.00	442.00
7	鎌倉市津字室ヶ谷534番	山林	310.00	310.00
8	鎌倉市津字室ヶ谷538番	山林	852.00	852.00
9	鎌倉市津字竹ヶ谷1271番	山林	442.00	442.00
10	鎌倉市津字竹ヶ谷1273番1	山林	343.00	343.00
11	鎌倉市七里ガ浜一丁目1315番1	山林	10,901.00	10,901.00
	合計	—	20,034.00	20,034.00

案 内 図

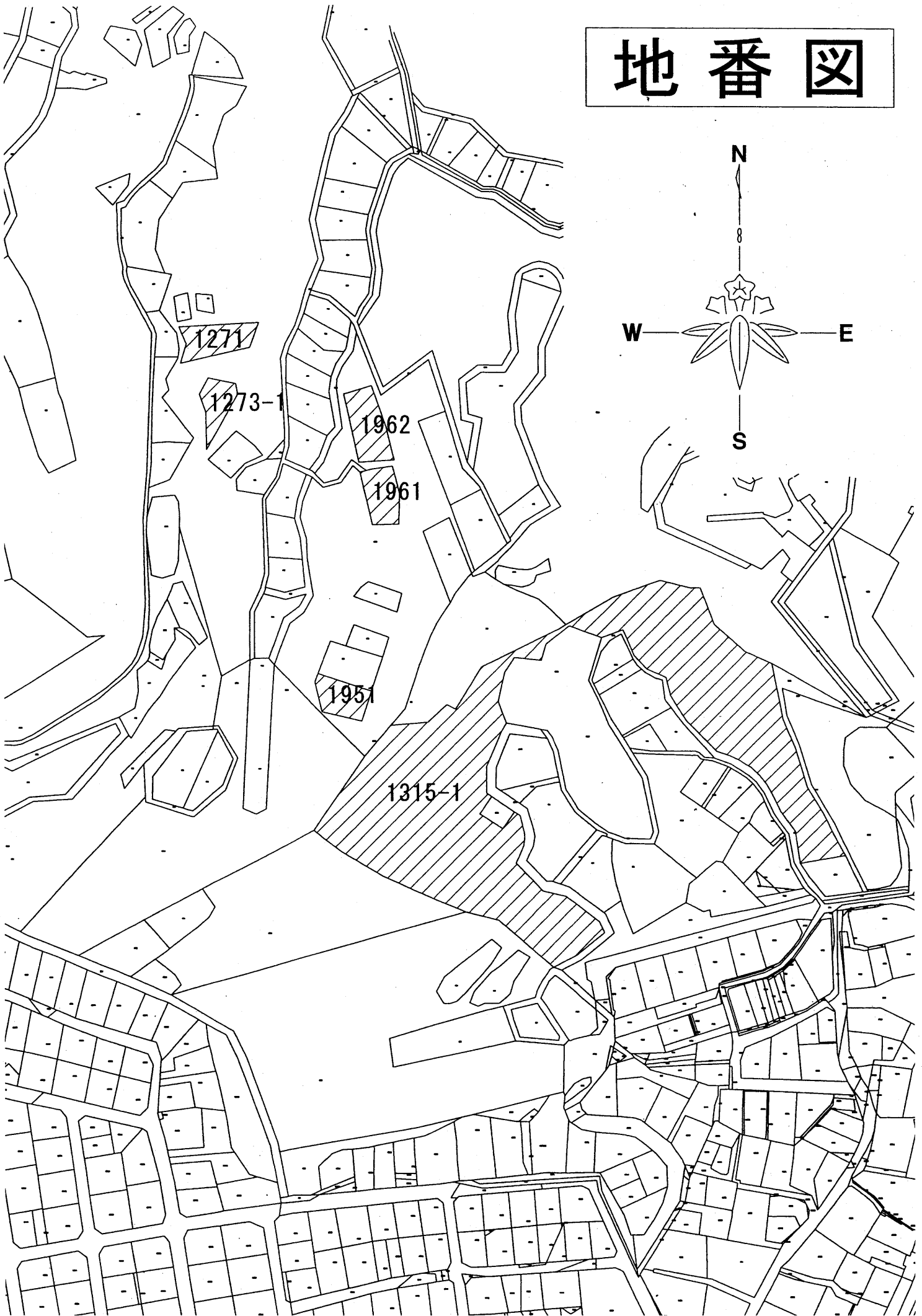
県道腰越・鎌倉線

県立鎌倉高等学校





地番図



議案第 57 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字台峯2603番外48筆	山林外	25,699.00㎡ (約7,773.9坪)	25,699.00㎡ (約7,773.9坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 580,797,400円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社

別紙一覽表

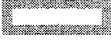
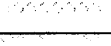
	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市山崎字台峯2603番	山林	1,897.00	1,897.00
2	鎌倉市山崎字台峯2604番	山林	66.00	66.00
3	鎌倉市山崎字台峯2605番	山林	330.00	330.00
4	鎌倉市山崎字台峯2608番	山林	165.00	165.00
5	鎌倉市山崎字台峯2609番	山林	786.00	786.00
6	鎌倉市山崎字台峯2614番	畑	948.00	948.00
7	鎌倉市山崎字台峯2615番	畑	419.00	419.00
8	鎌倉市山崎字台峯2618番	畑	621.00	621.00
9	鎌倉市山崎字台峯2619番	山林	317.00	317.00
10	鎌倉市山崎字台峯2620番	山林	485.00	485.00
11	鎌倉市山崎字台峯2621番	山林	33.00	33.00
12	鎌倉市山崎字台峯2622番	山林	347.00	347.00
13	鎌倉市山崎字台峯2623番	畑	469.00	469.00
14	鎌倉市山崎字台峯2625番	畑	155.00	155.00
15	鎌倉市山崎字台峯2626番	畑	271.00	271.00
16	鎌倉市山崎字台峯2627番	畑	743.00	743.00
17	鎌倉市山崎字台峯2628番	畑	82.00	82.00
18	鎌倉市山崎字台峯2629番	山林	49.00	49.00
19	鎌倉市山崎字台峯2630番	畑	59.00	59.00
20	鎌倉市山崎字台峯2631番	畑	1,494.00	1,494.00
21	鎌倉市山崎字台峯2632番	畑	195.00	195.00
22	鎌倉市山崎字台峯2633番	田	370.00	370.00
23	鎌倉市山崎字台峯2634番	山林	135.00	135.00
24	鎌倉市山崎字台峯2635番	山林	119.00	119.00
25	鎌倉市山崎字台峯2790番	山林	971.00	971.00
26	鎌倉市山崎字台峯2791番	山林	152.00	152.00
27	鎌倉市山崎字台峯2792番	畑	76.00	76.00
28	鎌倉市山崎字台峯2793番	山林	1,573.00	1,573.00
29	鎌倉市山崎字台峯2794番	山林	545.00	545.00
30	鎌倉市山崎字台峯2796番	山林	105.00	105.00

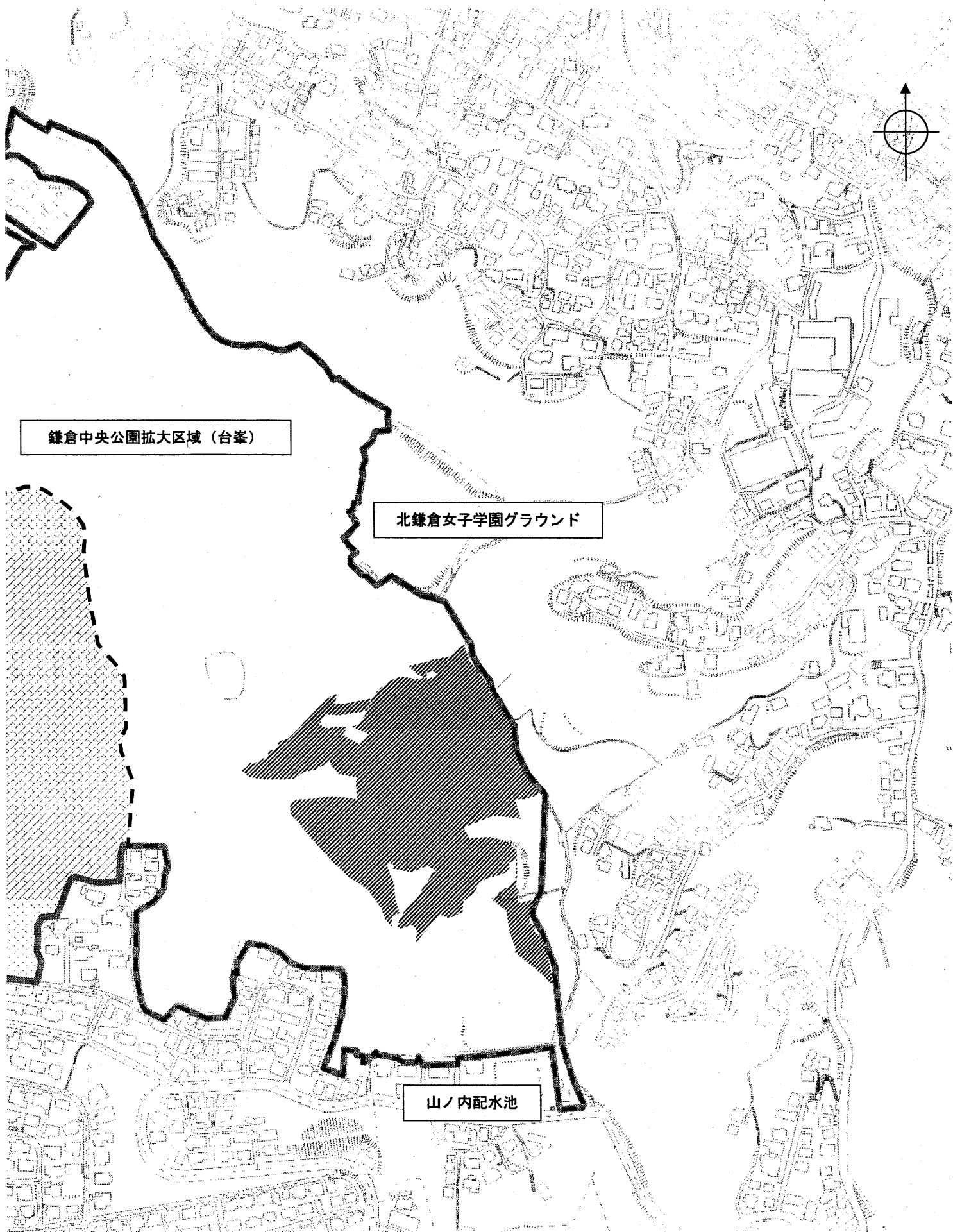
	所 在 地 番	地 目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
31	鎌倉市山崎字台峯2797番	山林	49.00	49.00
32	鎌倉市山崎字台峯2798番	山林	816.00	816.00
33	鎌倉市山崎字台峯2799番	山林	1,871.00	1,871.00
34	鎌倉市山崎字台峯2800番	山林	49.00	49.00
35	鎌倉市山崎字台峯2801番1	山林	142.00	142.00
36	鎌倉市山崎字台峯2801番2	山林	1,256.00	1,256.00
37	鎌倉市山崎字台峯2801番3	山林	766.00	766.00
38	鎌倉市山崎字台峯2802番1	山林	635.00	635.00
39	鎌倉市山崎字台峯2802番2	山林	132.00	132.00
40	鎌倉市山崎字台峯2802番3	山林	391.00	391.00
41	鎌倉市山崎字台峯2802番4	山林	311.00	311.00
42	鎌倉市山崎字台峯2803番	畑	766.00	766.00
43	鎌倉市山崎字台峯2807番	山林	231.00	231.00
44	鎌倉市山崎字台峯2810番甲	畑	806.00	806.00
45	鎌倉市山崎字台峯2810番乙	畑	49.00	49.00
46	鎌倉市山崎字台峯2811番	山林	1,011.00	1,011.00
47	鎌倉市山崎字台峯2812番	山林	1,236.00	1,236.00
48	鎌倉市山崎字台峯2814番	山林	82.00	82.00
49	鎌倉市山崎字台峯2818番	山林	1,123.00	1,123.00
	合 計	—	25,699.00	25,699.00

案内図

山崎小学校

鎌倉中央公園

- | 凡 | 例 |
|---|---------------|
|  | 都市計画決定区域 |
|  | 都市計画事業認可区域 |
|  | 平成22年度用地再取得箇所 |
|  | 供用開始済区域 |

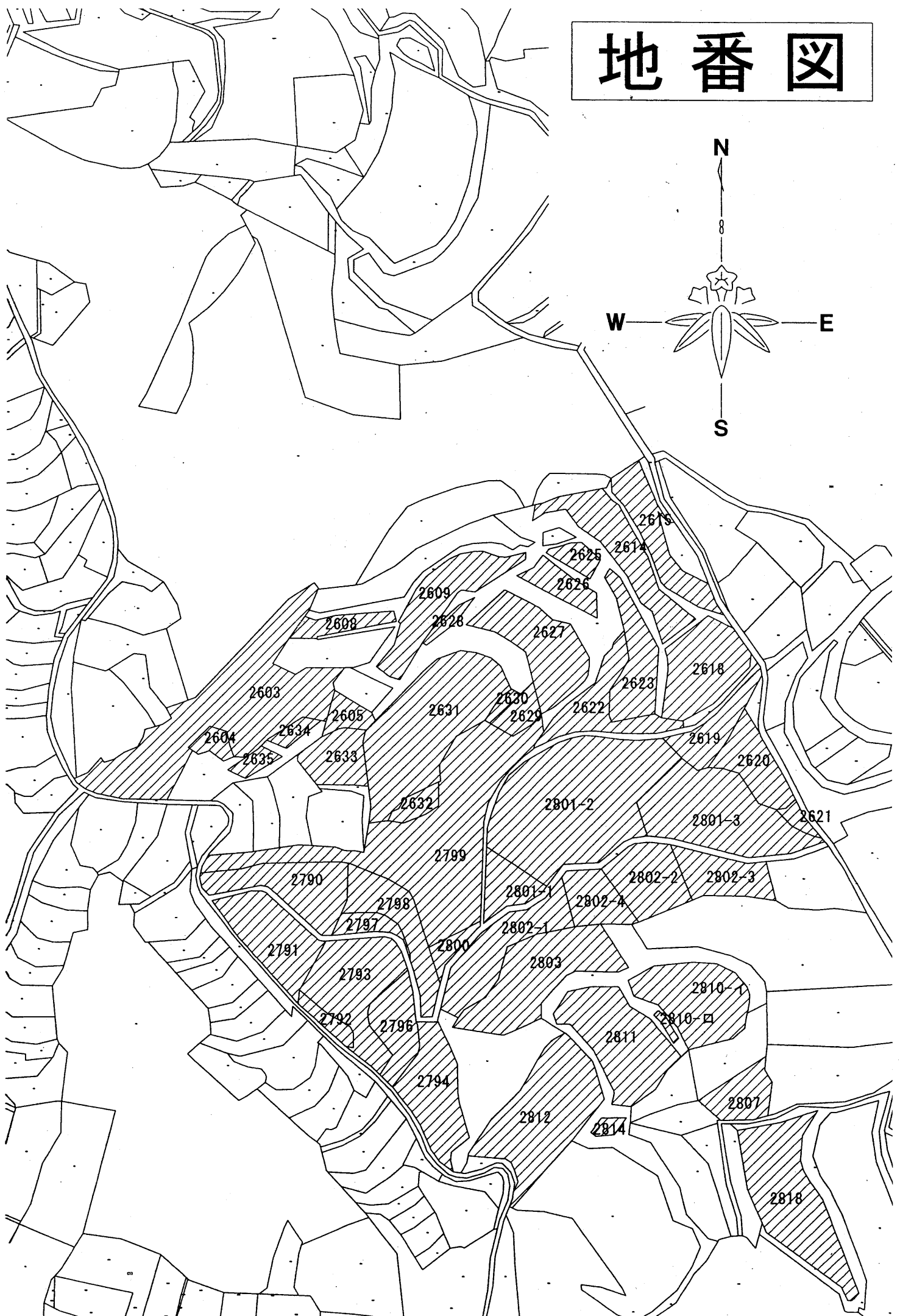
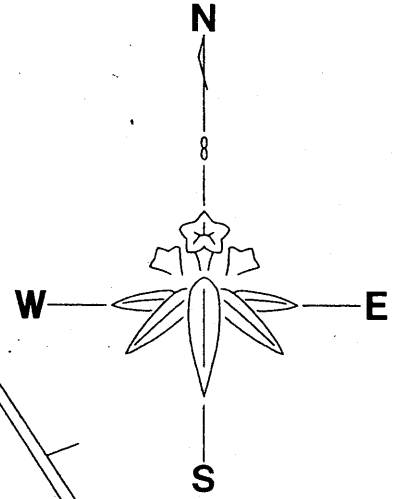


鎌倉中央公園拡大区域（台峯）

北鎌倉女子学園グラウンド

山ノ内配水池

地番図



議案第 58 号

不動産の取得について

(仮称) 山ノ内西瓜ヶ谷緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1の一部	山林	7,379.00㎡ (約2,232.1坪)	1,145.00㎡ (約346.3坪)
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1088番3外2筆	山林外	1,699.00㎡ (約513.9坪)	1,699.00㎡ (約513.9坪)
合 計	—	9,078.00㎡ (約2,746.0坪)	2,844.00㎡ (約860.3坪)

別紙一覽表のとおり

2 取得価格 99,503,500円

3 所 有 者 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市土地開発公社

別紙一覧表

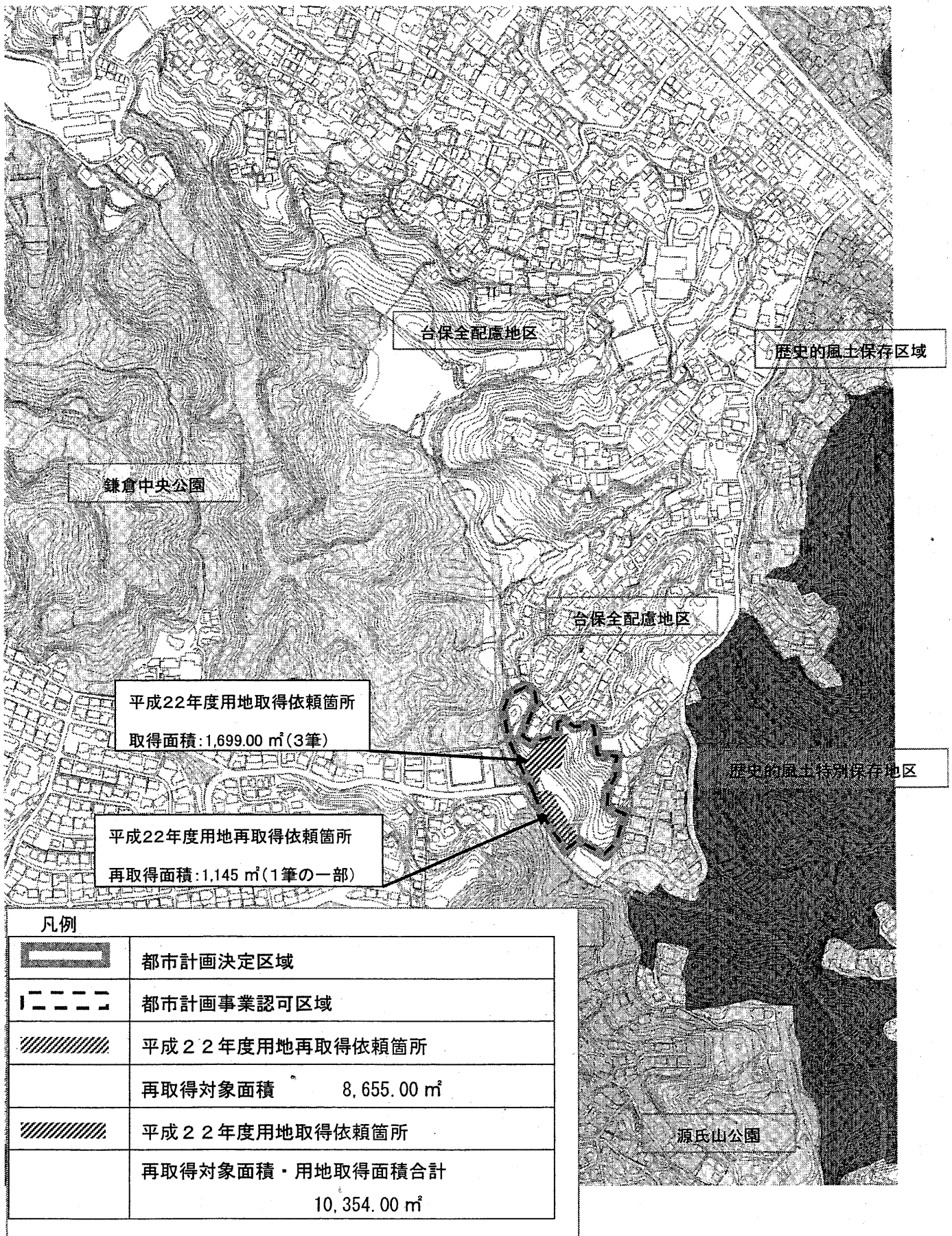
(鎌倉市土地開発公社分)

	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1091番	山林	69.00	0
2	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1	山林	7,379.00	1,145.00
3	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1140番3	山林	105.00	0
4	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1143番9	山林	358.00	0
5	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1149番4	山林	744.00	0
	合 計	—	8,655.00	1,145.00

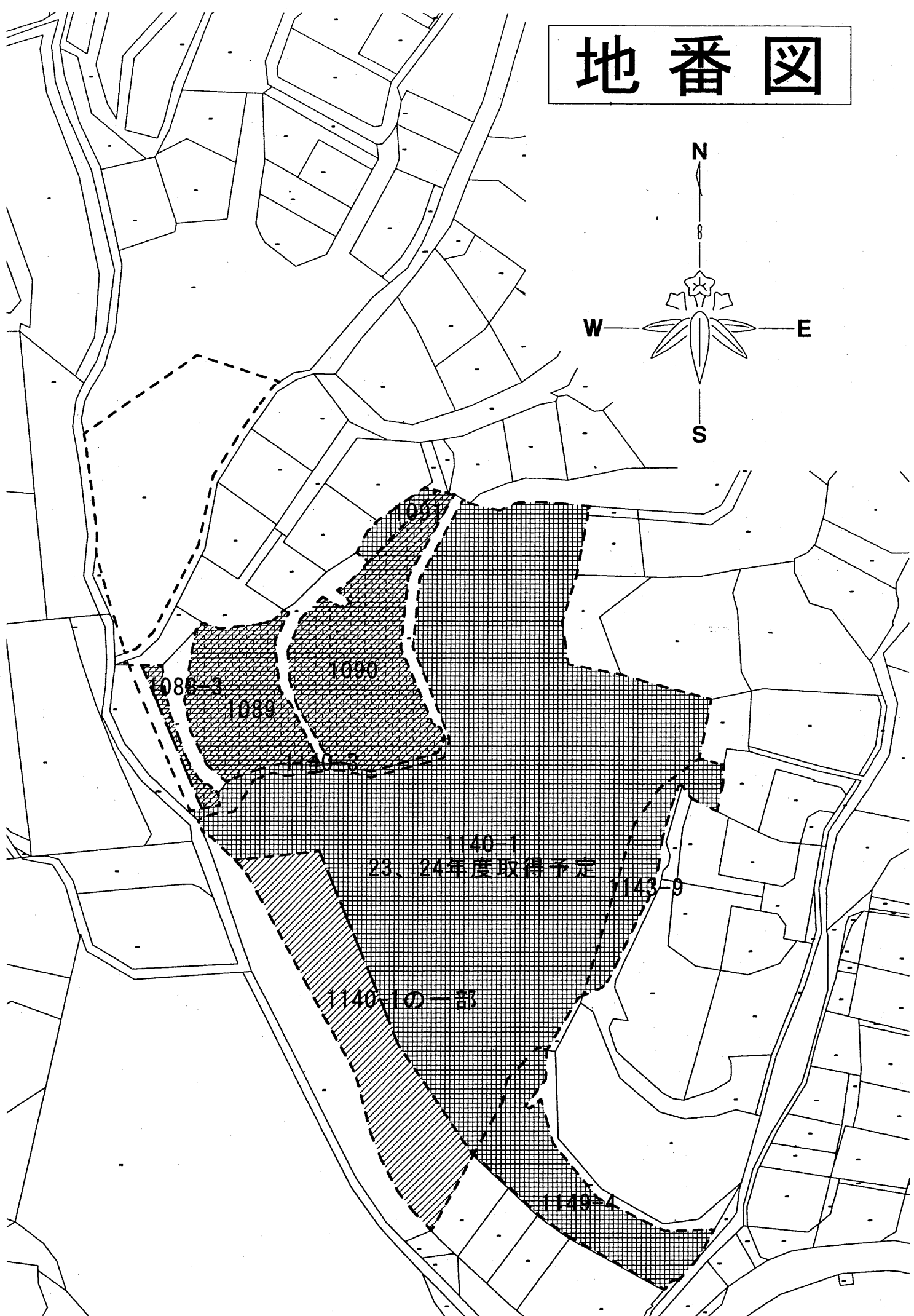


	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1088番3	山林	54.00	54.00
2	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1089番	畑	679.00	679.00
3	鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1090番	畑	966.00	966.00
	合 計	—	1,699.00	1,699.00

案 内 図



地番図



議案第 59 号

指定管理者の指定について

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

鎌倉市民活動センター

大船市民活動センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町18番10号

特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議

理事長 出 川 克 己

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 60 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

レイ・ウェル鎌倉

2 指定管理者となる団体

鎌倉市小袋谷二丁目14番14号

レイ・ウェル鎌倉管理運営共同事業体

代表団体

社団法人 鎌倉市勤労者福祉サービスセンター

理事長 清 川 正 男

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 61 号

指定管理者の指定について

鎌倉市腰越漁港の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

腰越漁港

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越二丁目9番1号

腰越漁業協同組合

代表理事組合長 池 田 利 男

3 指 定 の 期 間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第 62 号

指定管理者の指定について

鎌倉市老人福祉センター及び鎌倉市老人いこいの家の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

名越やすらぎセンター

教養センター

今泉さわやかセンター

玉縄すこやかセンター

鎌倉市老人いこいの家「こゆるぎ荘」

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町20番21号

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

会長 梅 澤 淑 弼

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 63 号

指定管理者の指定について

鎌倉市知的障害者援護施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

鎌倉はまなみ

2 指定管理者となる団体

鎌倉市植木18番地

社会福祉法人 清和会

理事長 大 嶋 文 夫

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 64 号

指定管理者の指定について

鎌倉市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

市営住宅及び共同施設

2 指定管理者となる団体

横浜市中区日本大通33番地

社団法人 神奈川県土地建物保全協会

会長 久保寺 啓二

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 65 号

指定管理者の指定について

鎌倉市文学館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

鎌倉文学館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目 5 番 3 号

鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体
代表団体

財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 山 内 静 夫

3 指 定 の 期 間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

議案第 66 号

鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例の
制定について

鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例を次のように定める。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市街化調整区域における公共下水道事業受益者分担金の徴収について必要な事項を定めようとするものである。

鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）における公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、当該事業により利益を受ける者から分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条の規定により設置する公共下水道（都市計画法の規定により施行する都市計画事業によるものを除く。）をいう。
- (2) 受益者 事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する建築物の敷地である土地（以下「受益地」という。）の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている受益地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(分担金の額)

第3条 受益者から徴収する分担金の額は、当該受益者が次条第1項の規定による公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する受益地で同項の規定により公告された区域内のものの面積に、1平方メートル当たり818円を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定等)

- 第4条 市長は、年度の当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。
- 2 前項の賦課対象区域は、同項の公告の日において既に事業に着手し、又は当該年度内に事業に着手する予定の区域でなければならない。

(受益者の申告)

第5条 受益者は、前条第1項の公告の日以後において、市長が定める日まで受益地の地積等について、申告しなければならない。

(不申告等に係る認定)

第6条 市長は、前条に規定する申告がない場合又は申告内容が事実と異なる

と認めた場合においては申告によらないで、受益者又は受益地の地積等を認定することができる。

(分担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、第4条第1項の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の受益地に係る受益者ごとに、第3条の規定による分担金の額を賦課するものとする。

2 前項の分担金の賦課は、第4条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により賦課するときは、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 市長は、分担金を3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(分担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する受益地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(分担金の減免等)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している受益地については、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、分担金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している受益地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している受益地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している受益地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地又は物件を提供した受益者

- (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益地に係る受益者
(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第4条第1項の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により賦課された額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第11条 市長は、第7条第3項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、鎌倉市税外収入金に関する延滞金条例（昭和44年12月条例第13号）の規定により延滞金を徴収する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後第4条の規定により最初に公告する賦課対象区域についての同条第2項の規定の適用については、同項中「同項の公告の日において既に事業に着手し、」とあるのは、「この条例の施行前に施行された事業の部分に係る区域、同項の公告の日において既に事業に着手した区域」とする。

議案第 67 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家公務員に準じて、外国の地方公共団体の機関等へ派遣される
職員の派遣期間中の給与の支給割合を改めようとするものである。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「派遣職員には」の次に「、規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「 $\frac{70}{100}$ 」を「 $\frac{100}{100}$ 以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「派遣職員の」、「本文」及び「当該」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市深沢第一子ども会館等の名称を改めようとするものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

鎌倉市深沢第一子ども会館
鎌倉市深沢第二子ども会館

」を「

鎌倉市深沢子ども会館
鎌倉市富士塚子ども会館

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 69 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」の名称及び位置等を定めるとともに、鎌倉市ふかさわ子どもの家「かなりや」の名称を改めようとするものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

鎌倉市かじわら子どもの家「すずめ」	同	梶原四丁目4番2号	35人
鎌倉市ふかさわ子どもの家「かなりや」	同	寺分418番地10	35人

」

を

「

鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」	同	梶原一丁目11番1号	70人
鎌倉市ふじづか子どもの家「かなりや」	同	寺分418番地10	35人

」

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 70 号

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ757,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,834,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		6,853,210円	106,159円	6,959,369円
	5 国庫負担金	4,787,589	98,508	4,886,097
	10 国庫補助金	2,013,497	7,651	2,021,148
60 県支出金		2,905,936	61,524	2,967,460
	5 県負担金	1,085,054	49,254	1,134,308
	10 県補助金	1,381,985	12,270	1,394,255
70 寄附金		10,549	98,185	108,734
	5 寄附金	10,549	98,185	108,734
75 繰入金		1,521,393	98,185	1,619,578
	5 基金繰入金	1,517,193	98,185	1,615,378
80 繰越金		850,952	361,047	1,211,999
	5 繰越金	850,952	361,047	1,211,999
90 市債		4,286,600	32,200	4,318,800
	5 市債	4,286,600	32,200	4,318,800
歳 入 合 計		58,077,400	757,300	58,834,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,544,666円	178,492円	6,723,158円
	5 総務管理費	5,161,198	178,492	5,339,690
15 民生費		18,726,626	246,730	18,973,356
	5 社会福祉費	9,274,630	198,909	9,473,539
	10 児童福祉費	7,836,184	46,821	7,883,005
	20 災害救助費	1,610	1,000	2,610
20 衛生費		5,398,144	30,860	5,429,004
	5 保健衛生費	1,452,172	26,357	1,478,529
	10 清掃費	3,645,014	3,299	3,648,313
	15 環境対策費	300,958	1,204	302,162
35 商工費		771,966	6,000	777,966
	5 商工費	771,966	6,000	777,966
45 土木費		8,811,237	272,471	9,083,708
	10 道路橋りょう費	752,982	47,000	799,982
	20 都市計画費	6,086,623	225,471	6,312,094
55 教育費		7,009,601	22,747	7,032,348
	5 教育総務費	1,366,737	10,947	1,377,684
	10 小学校費	1,295,760	9,000	1,304,760
	20 社会教育費	2,308,193	2,800	2,310,993
歳 出 合 計		58,077,400	757,300	58,834,700

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	だいいち子ども会館・ 子どもの家整備事業	千円 10,165
45 土木費	20 都市計画費	深沢地区事業化推進 検討事業	28,560

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市市民活動センター 管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	千円 44,500
鎌倉市知的障害者援護施設 (鎌倉はまなみ)管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	171,980
鎌倉市老人福祉センター及び 鎌倉市老人いこいの家管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	855,724
鎌倉市勤労福祉会館管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	316,845
鎌倉市腰越漁港管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	2,193
鎌倉市営住宅管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	184,750
学校給食調理委託事業費 (第一小学校)	平成22年度から 平成25年度まで	平成23年度から平成25 年度までの基本額を 75,000千円とし、これ に消耗品費として1食 当たり10円を推計総給 食数に乗じて得た額を 加えた額に消費税相当 額を加えた額の合計 額。
鎌倉市文学館管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	335,000

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,368,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,400,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,286,600				4,318,800			

議案第 71 号

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 事業費	5 下水道整備費	鎌倉処理区污水管渠等修繕事業	千円 140,000

議案第 72 号

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,400千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,536,200千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

平成22年12月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 国庫支出金		3,789,802千円	3,564千円	3,793,366千円
	5 国庫負担金	3,717,247	3,564	3,720,811
30 県支出金		732,120	629	732,749
	5 県補助金	639,670	629	640,299
45 繰越金		26,245	7,207	33,452
	5 繰越金	26,245	7,207	33,452
歳 入 合 計		17,524,800	11,400	17,536,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 前期高齢者納付金等		2,700千円	918千円	3,618千円
	5 前期高齢者納付金等	2,700	918	3,618
15 老人保健拠出金		37,091	10,482	47,573
	5 老人保健拠出金	37,091	10,482	47,573
歳 出	合 計	17,524,800	11,400	17,536,200